

住宅セーフティネットのための

居住支援

協議会について



国土交通省

住宅セーフティネット 実現のために



住宅セーフティネット法の趣旨

平成18年6月、本格的な少子高齢社会、人口・世帯減少社会の到来を前に控え、現在及び将来における国民の豊かな住生活を実現するため、住生活基本法が制定されました。

住宅セーフティネット法（※）は、住生活基本法の基本理念に基づき、低所得者、被災者、高齢者、障害者、子どもを育成する家庭その他住宅の確保に特に配慮を要する者（住宅確保要配慮者）について、その居住の安定確保を図るために、公的賃貸住宅の供給の促進及び民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関し、必要な施策を講ずることを目的としています。

（※）「住宅セーフティネット法」 = 「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」（平成19年7月法律第112号）。

「居住支援協議会」設置の背景

国民一人一人が安全・安心で良質な住宅を適時・適切に選択できる住宅市場を形成することが重要な課題となっ

住まいのサポート

居住支援協議会とは

- 居住支援協議会は、低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子どもを育成する家庭その他住宅の確保に特に配慮を要する者（住宅確保要配慮者）が民間賃貸住宅に円滑に入居できるよう推進する組織です。
- 住宅セーフティネット法第10条に規定されています。
- すでに愛知県および福岡市で設置済みです（平成22年3月現在）。
- 平成22年度予算では、居住支援協議会の活動に対する支援制度が創設されました。
[補助金の限度額]1協議会あたり1,000万円。



居住支援協議会

不動産関係団体
宅地建物取引業者
賃貸住宅管理業者
家賃債務保証業者
家主等

連携
地方公共団体
都道府県
市町村

連携
居住支援団体
NPO法人
社会福祉法人等

相談支援事業者
居住サポート事業者

地域住宅協議会

連携
生活福祉・就労支援協議会

ネットワーク構築

居住支援協議会の役割とは

- 居住支援に関する情報を関係者間で共有し、密接な連携の上で、必要な支援策について協議します。
- 住宅確保に配慮が必要な方々および民間賃貸住宅の賃貸人の双方に、必要な支援措置を実施します。
- 急増する離職者の居住の安定確保も推進します。
- 行政だけでは解決できなかった地域課題が、地域の団体と行政との協働による取組みで解決できることが期待されます。

1 団体のネットワーク化

宅地建物取引業者、賃貸住宅管理業者、家賃債務保証業者、居住支援団体のほか、学識経験者等も含め、構成団体のネットワーク化を図ることが期待されます。



2 団体の相互補完

一団体では担いきれなくなった業務についても、居住支援協議会を構成する団体が相互補完して業務を継続することが考えられます。

3 課題解決の検討

住宅施策と福祉施策の連携など、地域内の課題に対する解決策を検討し、取組みについて協議・調整します。

4 事業協定による事業実施

行政と事業協定の上、居住支援協議会が主体となって、地域ニーズにより的確に対応して実施することが考えられます。

5 協議・調整する項目の例

- 高齢者の住まい等に関する情報の提供
- 解雇・雇止めにより住居の退去を余儀なくされる者に対する、民間賃貸住宅等に関する情報の提供等
- 家賃債務保証等に関する情報提供
- あんしん賃貸支援事業の運営に関すること
- 災害時における民間賃貸住宅の空室情報の被災者への提供
- 生活福祉・就労支援協議会との連携

具体的な協議事項の例

高齢者の住まい等に関する情報の提供

具体例①

高齢者向けの賃貸住宅の情報に加え、福祉・介護全般に係る情報提供を一元的に行うための仕組みや、相談窓口の一層の整備

具体例②

高齢者等の所有する戸建て住宅等を子育て世帯等に賃貸するとともに、高齢者は高齢期の生活に適した住宅へ住み替えるといった住み替えの支援に関する情報の提供

解雇・雇止めにより住居の退去を余儀なくされる者（公営住宅を目的外使用する者であつて使用期間の更新が困難な者を含む）に対する、民間賃貸住宅等に関する情報の提供等

具体例①

各種雇用・福祉等の支援策（就職安定資金融資、住宅手当及び生活福祉資金等）を利用して民間賃貸住宅への入居を希望する離職者に対して、関係者間で各種支援策や仲介物件の情報提供等の入居相談に応じる仲介事業者の情報等を共有し、提供すること

具体例②

平成21年度補正予算において「離職者」が対象として追加された高齢者居住安定基金による家賃債務保証制度の対象となる住宅の情報を提供すること

家賃債務保証等に関する情報の提供

家賃債務保証業者や家賃債務保証を受けることを条件としない賃貸住宅に関する情報を共有し、提供すること

あんしん賃貸支援事業の運営に関すること

あんしん賃貸支援事業については、既に同事業実施のための協議会を組織し運営していることが多いと思われますが、居住支援協議会を活用して同事業の運営について協議することも可能です。また、あわせて、同事業の拡充として平成21年度に予算措置された既存民間住宅の借上げによる公営住宅の供給について協議することも考えられます。

賃貸住宅経営事業者、宅地建物取引業者及び賃貸住宅管理業者等の団体と協力して行う、災害時における民間賃貸住宅の空室情報の被災者への提供

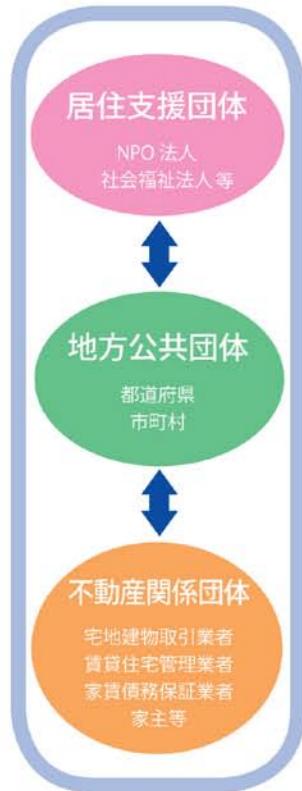
愛知県では、平成20年度に居住支援協議会を設置しました。
主な取り組み事例は、以下の2点です。

- ①離職者の居住の安定確保につき、就職安定資金融資事業や公営住宅の入居対策等の新しい情報の関係者による速やかな共有。
- ②社員寮等の退去を余儀なくされた者の入居相談を受け付ける仲介事業者を愛知県に登録させ、その店舗の情報をハローワークや市町村等に対して提供。

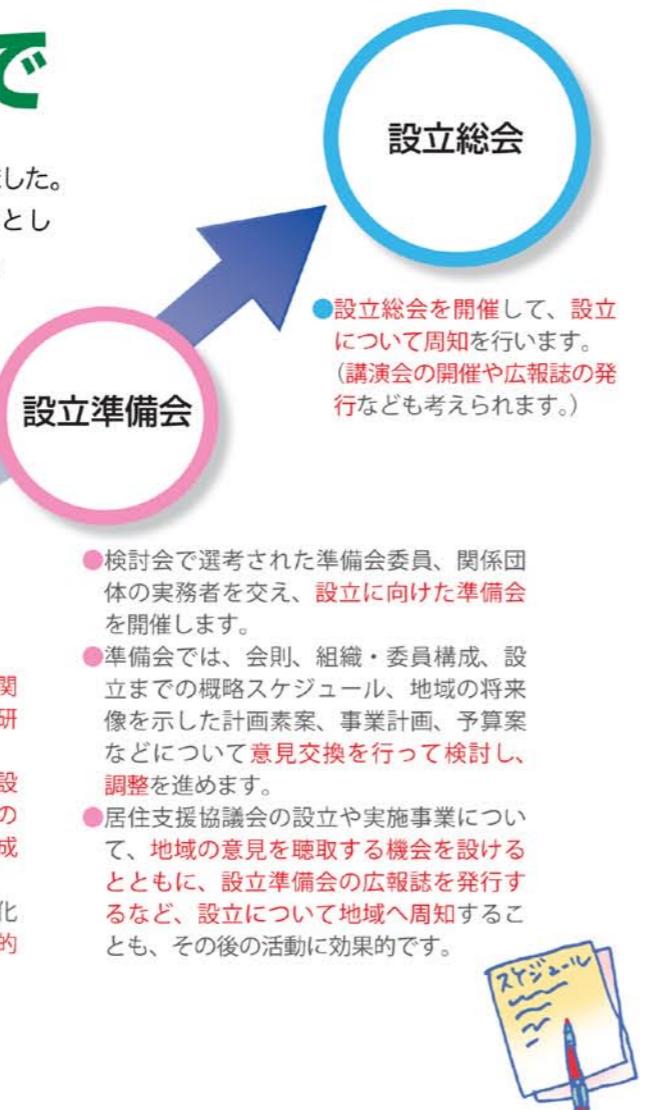
登録店舗数	うち 仲介実績調査に 回答をいただいた 店舗数	平成21年1月～6月計		
		失業者	生活保護 (失業者を除く)	合計
165	147	1,386	1,209	2,595
				17.7

協議会設立まで

- 居住支援協議会の設立までの手順として、一例を示してみました。
- 地域によって事情や課題が異なりますので、あくまでも参考としていただき、各地域の実情にあわせて推進してください。



- 居住支援協議会を設置する前に、**庁内関係部局の担当者を中心とした検討会や研究会などを開催します。**
- 検討会では、会則、組織・委員構成、設立までの概略スケジュール、実施事業の基礎となる課題、事業計画・予算の作成などについて検討します。
- 居住支援協議会の設立や実施事業について、地域の意見を聴取する機会を設けるとともに、設立準備会の広報誌を発行することも、設立について地域へ周知することも、その後の活動に効果的です。
- 居住支援協議会は、各地域で既に組織化されている**各種団体長会議などを発展的に移行させること**も考えられます。



設立に際しての留意点

- 役員等**
 - 役員は、会長、副会長、会計、監事、常任評議会委員長、常任評議会副委員長、部会長、副部会長などが考えられ、評議委員の中から総会（常任評議会）で決定します。
 - 役員は、立候補や常任評議会が候補者の選出を行った後、総会で投票や承認を行って決定します。役員の選出方法については、事前に広く周知し透明性を確保する必要があります。
 - 役員の任期や報酬の有無については、個別に検討します。事業の継続性を勘案すると、複数年の任期が望ましいと考えられます。
 - 円滑な運営や継続的な活動のために、地域内の国・県・市町村議会議員や学識経験者を地域の状況に応じて相談役・顧問等とすることも考えられます。
- 会計**
 - 活動に必要な経費は、地方公共団体からの補助金・交付金のほか、各種団体からの会費なども検討する必要があります。広報紙への広告の掲載、イベントなどへの企業協賛金などの収入も考えられます。
- 事務局**
 - 事務局は、会議の開催通知や会議記録の作成など庶務的な事務を担います。事務局員は当分の間、自治体の職員が担いますが、将来的には地域センターなどに担っていただくことも考えられます。
- 部会等の設置と活動方法**
 - 課題分野別に専門部会等を編成するなど、活動を実行するための専門機関を設置

- 居住支援協議会が、円滑に運営されるよう留意点を示します。
- 協議会を構成する各種団体が連携・協力して活動することが重要です。
- 課題分野別の専門部会等を編成したり、専門的な知識やノウハウを必要とする活動等には、各種団体等の連携が有効な手段となります。
- 柔軟に対応することも有効な手段です。
- 福祉などの専門的な課題に対応するため、学識経験者や公募による委員なども部会員やアドバイザーとともに考えられます。
- （部会活動の一例）**
 - 広報部会（広報紙の発行、講演会開催）
 - 高齢者部会（健康増進を通じた居住の安定）
 - 環境部会（エコ活動を通じたゴミの分別方法の周知）
- 活動の主体**
 - 活動は、居住支援協議会を構成する各種団体が連携・協力して実施します。
 - 各種団体の一部の役員だけが活動するのではなく、より多くの会員の参加を得て取組む必要があります。
 - 各種団体等との連携**
 - 専門的な知識やノウハウを必要とする活動などは、専門家や実務家、一般企業、NPOやボランティア団体等と連携して活動することも有効な手段です。
 - 例えば、地域で子育て支援（育児の悩み相談会など）を実施したいといった場合に専門的な知識を持つNPOからアドバイスを受けたり、実際に運営してもらうことなどが考えられます。
 - 居住支援協議会の構成団体以外の各種団体等と連携する場合は、事業協定書や事業委託契約などを締結し、報酬や責任の所在などを明確にする必要があります。

居住支援協議会会則（例）

それぞれの地域によって、組織体制などが異なりますので、あくまでも参考としていただき、各地域の検討会、設立準備会等において十分検討してください。

○○県（市・圏域）居住支援協議会会則（例）

第1章 総則

（名称）

第1条 本会は、○○県（市・圏域）居住支援協議会（以下「本会」という。）という。

（目的）

第2条 本会は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づき、低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子どもを育成する家庭その他住宅の確保に特に配慮を要する者（以下「住宅確保要配慮者」という。）に対する賃貸住宅の供給の促進に関し住宅確保要配慮者又は民間賃貸住宅の賃貸人に対する情報の提供等の支援その他の住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関し必要な措置について協議することにより、○○県（市・圏域）における福祉の向上と豊かで住みやすい地域づくりに寄与することを目的とする。

（活動）

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 一 住宅確保要配慮者又は民間賃貸住宅の賃貸人に対する情報の提供等の支援に関すること。
- 二 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進及び居住の安定方策に関すること。
- 三 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する啓蒙活動等住宅市場の環境整備に関すること
- 四 その他目的達成のために必要な事業。

（会員）

第4条 本会の会員は、地方公共団体及び別記の各団体から推薦された者とする。

（事務局）

第5条 本会の事務局は、○○県（○○市）内に置く。

第2章 組織

（総会）

第6条 総会は、本会の最高議決機関であって、毎年1回、定期総会を開催するほか会長が必要と認めた場合又は会員の3分の1以上の請求があった場合には、その都度臨時総会を開催する。

2 総会は、次の事項を評議決定する。

- 一 本会の事業計画及び予算に関すること。
- 二 本会の事業報告及び決算を承認すること。
- 三 常任評議会の推薦に基づき、本会の会長、副会長、会計及び監事を選任すること。
- 四 常任評議会の委員を選任すること。
- 五 会則の制定及び改廃に関すること。
- 六 その他本会に関する基本的事項及び重要事項を決定すること。

（常任評議会）

第7条 常任評議会の委員は、総会において選任し、委員長及び副委員長は、常任評議会の委員の互選により選任する。

2 常任評議会は、常設の議決機関であって、次の事項を評議決定する。

- 一 事業計画及び予算を策定し、事業報告及び決算を行うこと。
- 二 会長、副会長、会計及び監事を総会に推薦すること。
- 三 評議決定した事項を会員に周知すること。
- 四 総会がやむを得ない事由で開催できない場合、総会機能を代行すること。
- 五 専門の事項について協議するため必要に応じ部会を置すること。
- 六 その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項を議決すること。

3 常任評議会の委員の定数は、○○人以内とする。

第3章 役員

（役員）

第8条 本会に次の役員を置く。

- 一 会長 1名
- 二 副会長 若干名
- 三 会計 1名
- 四 監事 2名
- 五 常任評議会委員長 1名
- 六 常任評議会副委員長 1名
- 七 部会長 若干名
- 八 副部会長 若干名

2 会長及び副会長は、常任評議会及び部会の役員を兼務できる。

3 必要に応じて常任評議会の承認を得て、本会に相談役又は顧問を置くことができる。

（役員の任務）

第9条 役員の任務は、次のとおりとする。

- 一 会長は、本会を代表し、会務を総括し、総会を招集して議長となる。
- 二 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 三 会計は、本会の運営及び活動に伴う経理事務を担当する。
- 四 監事は、本会の会計監査の事務を担当する。
- 五 常任評議会委員長は、常任評議会を招集して議長となる。
- 六 常任評議会副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 七 部会長は、担当部会の運営に当たる。
- 八 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（役員の任期）

第10条 役員の任期は、○年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は再任されることがある。ただし、○年を超えることはできない。

第4章 会議

（会議の招集）

第11条 会議は、総会を除き、会議の長が必要と認めるときに開催する。ただし、構成員の過半数の請求があった場合は、会議の長は速やかに会議を招集しなければならない。

（定足数等）

第12条 会議は、構成員の過半数の出席により成立し、会議の議事は、出席者の過半数によって決する。

2 会議に出席できない構成員は、その権限の行使を他の構成員に委任することができる。この場合において、受任者の特定がないときは会議の長に委任したものとみなす。

第5章 会計

（経費）

第13条 本会の経費は、会費、補助金、交付金、寄附金その他の収入をもって充てる。

（会計年度）

第14条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。（会計及び資産帳簿の整備）

第15条 本会は、会の収入、支出及び資産を明らかにするため、会計及び資産に関する帳簿を整備する。

2 会員が帳簿の閲覧を請求したときは、正当な理由がない限り、帳簿を閲覧せなければならない。

（監査と報告）

第16条 監事は、会計年度終了後に会計監査を行い、総会に報告する。

第6章 その他

（則則）

第17条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に必要な規則等については、常任評議会で定める。

（附則）

この会則は、平成○○年○○月○○日から施行する。

（別記）

団体名	定数
社○○県宅地建物取引業協会（○○支部）	1名
社全日本不動産協会○○県本部（○○支部）	1名
社不動産流通経営協会○○支部	1名
財日本賃貸住宅管理協会○○県支部	1名
社全国賃貸住宅経営協会○○支部	1名
○○県（市）民生委員・児童委員協議会	1名
○○県（市）社会福祉協議会	1名
NPO法人○○ボランティアの会	1名
その他会長が必要と認める団体各	1名

居住支援協議会は
「住宅確保要配慮者に対する
賃貸住宅の供給の促進に関する法律
(住宅セーフティネット法)」
に基づいています

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給
の促進に関する法律(抄)

(平成19年7月6日法律第112号)

(居住支援協議会等)

第10条 地方公共団体、宅地建物取引業者、賃貸住宅を
管理する事業を行う者、住宅確保要配慮者に対し居住に係
る支援を行う団体その他住宅確保要配慮者の民間賃貸住
宅への円滑な入居の促進に資する活動を行う者は、住宅確
保要配慮者又は民間賃貸住宅の賃貸人に対する情報の提
供等の支援その他の住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅へ
の円滑な入居の促進に関し必要な措置について協議するた
め、居住支援協議会を組織することができる。

2 前項の協議を行うための会議において協議が調った事項に
ついては、居住支援協議会の構成員はその協議の結果を尊
重しなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、居住支援協議会の運営に関
し必要な事項は、居住支援協議会が定める。



「居住支援協議会」についてのお問い合わせは…

国土交通省 住宅局 住宅総合整備課
TEL: 03-5253-8111